

立地調査
視察事業費
補助金

お一人様から大歓迎!

安来市
に来てください。



安来市へ立地等を検討中の皆様。
調査、視察に係る経費を補助します。

交通費

宿泊費

施設利用料

最大20万円

【問い合わせ先】

安来市 定住産業課 TEL 0854-23-3107 [✉ syoukou@city.yasugi.shimane.jp](mailto:syoukou@city.yasugi.shimane.jp)

事業概要

企業誘致を促進し、産業の活性化を図ることを目的として、市への企業進出・移転及びサテライトオフィス開設等を検討する事業者を対象に、市内を視察した場合における費用の一部を補助します。

対象要件

- 市内への企業進出・移転及びサテライトオフィスの開設等、拠点の設置を検討していること。
- 同一機会に2名以上の者による視察であること。
- 視察期間中、市担当職員によるヒアリング、事業後のアンケートに協力すること。

対象業種

製造業、ソフト産業、旅館業

対象経費

交付決定日以降に実施する視察で、下記の事項に要する費用を対象とします。

(1) 交通費

市への往復及び市内の移動に係る公共交通機関又はレンタカーの利用に要する費用。
勤務地又は住所地から本市への移動が対象であり、合理的な経路・方法であるものに限り、レンタカーによる高速道路利用料金は対象としますが、燃料費は対象外とします。
鉄道等の移動費で、指定席車両の料金を超える部分（例：新幹線のグリーン車）は対象から除きます。

(2) 宿泊費

市内宿泊施設への宿泊に要する費用。ただし、1人あたり1泊15,000円を限度とします。
宿泊費及び朝食以外の経費は除きます。
旅館業法の許可のない宿泊施設又は住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合は対象外とします。

(3) 施設利用料

お試し勤務や調査等に伴う施設利用に要する経費、事業者が必要と認める本市の地域資源や魅力を体感するための費用。（市有施設は対象外）
利用料以外の費用が含まれている場合は、その部分を除きます。

補助率・補助上限額

○補助率 補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

○補助限度額 1申請あたり **20万円**

※年度当たり2回まで申請可能です。

申請

実績報告

申請期間 随時

提出締切

視察最終日の翌日から起算して1月を経過する日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで

必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業者の概要、事業内容がわかる書類（会社パンフレット、ホームページの写し等）
- ・その他市長が必要と認める書類

必要な書類

- ・事業実績報告書（様式第3号）
- ・補助対象経費の支払いに係る領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類